

○開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成30年3月12日規則第3号

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年開成町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、開成町重度障害者医療費助成条例（昭和50年開成町条例第8号）による申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年開成町条例第23号）による申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、開成町小児の医療費の助成に関する条例（平成7年開成町条例第14号）による申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前条第1項に規定する事務とし、同表の1の項の規則で定める特定個人情報は、当該申請を行う者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報とする。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、前条第2項に規定する事務とし、同表の2の項の規則で定める特定個人情報は、ひとり親等（開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等をいう。以下この項において同じ。）又はその配偶者若しくは扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくする者に係る道府県民税（地方税法第4条

第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報とする。

- 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、前条第3項に規定する事務とし、同表の3の項の規則で定める特定個人情報、小児を養育する者に係る市町村民税に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。